

○総務省告示第三百四十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条の五第三項の規定に基づき、平成四年郵政省告示第九十一号（電波法施行規則第二十八条の五第一項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和七年九月三十日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後									改 正 前								
施行規則第 28 条の 5 第 3 項の規定により、同条第 1 項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器は、次の表の左欄に掲げる義務船舶局等の区分に応じて、同表の右欄に掲げる無線設備の機器とする。									施行規則第 28 条の 5 第 3 項の規定により、同条第 1 項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器は、次の表の左欄に掲げる義務船舶局等の区分に応じて、同表の右欄に掲げる無線設備の機器とする。								
当該義務船舶局等のある船舶の区分				無線設備の機器（○印を付したものとする。）					当該義務船舶局等のある船舶の区分				無線設備の機器（○印を付したものとする。）				
国際航海 従事の有 無	船舶の種 類	施行規則 第 28 条第 1 項各号 の航行す る海域に 応じた船 舶の区分	総トン数	施行規則 第 28 条第 1 項第 1 号(1)の 無線設備	施行規則 第 28 条第 1 項第 2 号 (1)(二) の無線設 備	短波帯の 無線設備 (デジタル 選択呼出 装置及び 無線電話 による通 信が可能 なものに 限る。)及 び短波帯 のデジタル 選択呼出 専用受信 機又は中 短波帯及 び短波帯 の無線設 備（デジ タル選 択呼出装 置及び無 線電話に よる通信 が可能 なものに 限る。)及 び中短波 及び短波 帯のデジ タル選 択呼出専 用受信機	施行規則 第 28 条第 1 項第 3 号 (4)(七) の無線設 備	当該義務 船舶局等 のある船 舶の航行 する海域 に応じて 当該船舶 を運航す るために 必要な陸 上との間 の通信を 行うこと ができる 無線設備	国際航海 従事の有 無	船舶の種 類	施行規則 第 28 条第 1 項各号 の航行す る海域に 応じた船 舶の区分	総トン数	施行規則 第 28 条第 1 項第 1 号の(1) の無線設 備	施行規則 第 28 条第 1 項第 2 号の(1) の(二)の 無線設備	短波帯の 無線設備 (デジタル 選択呼出 装置及び 無線電話 による通 信が可能 なものに 限る。)及 び短波帯 のデジタル 選択呼出 専用受信 機又は中 短波帯及 び短波帯 の無線設 備（デジ タル選 択呼出装 置及び無 線電話に よる通信 が可能 なものに 限る。)及 び中短波 及び短波 帯のデジ タル選 択呼出専 用受信機	インマル サット船 舶地球局 のインマ ルサット C型の無 線設備又 は施行規 則第 12 条 第 5 項第 2 号に規 定する船 舶地球局 のうち 1. 621. 35MHz から 1. 62 6. 5MHz ま での周波 数の電波 を使用す る無線設 備	当該義務 船舶局等 のある船 舶の航行 する海域 に応じて 当該船舶 を運航す るために 必要な陸 上との間 の通信を 行うこと ができる 無線設備
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
国際航海 に従事し ない船舶	[略] その他の 船舶	施行規則 第 28 条第 1 項第 3 号の船舶	100 トン 未満 その他の 船舶			○ 注 1	○ 注 1		国際航海 に従事し ない船舶	[同左] その他の 船舶	施行規則 第 28 条第 1 項第 3 号の船舶	100 トン 未満 その他の 船舶			○ 注 1	○ 注 1	
				○ 注 9		○ 注 1	○ 注 1						○ 注 9		○ 注 1	○ 注 1	

注2 [注1～注9 略]	[注1～注9 同左]
備考 表中の「 」の記載は注記である。	